

埼玉県福祉サービス第三者評価事業実施要領

埼玉県福祉サービス第三者評価事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく、福祉サービス第三者評価事業の実施について必要な事項を次のように定めるものとする。

第1 認証申請書

要綱第5-1-(1)の規定により認証申請を行う者は、法人名、所在地及び代表者名を記載した申請書（別紙1）に、次に掲げる書類を添えて県に提出するものとする。

なお、書類のうち2及び3については、法人設立申請中の場合は、法人設立申請が受理されていることの証明書を添付し、法人が認可され次第書類を提出するものとする。

- 1 定款、寄附行為等
- 2 法人登記簿謄本（6カ月以内のもの、写しで可）
- 3 法人の事業計画書又は事業概要
- 4 決算書（貸借対照表を含む）
- 5 役員名簿（別紙2）
- 6 評価調査者養成研修受講申込書（別紙3）
- 7 実務経験（資格要件）等証明書（別紙3-2）

既に県又は全国社会福祉協議会の研修を修了している者を、新たに評価調査者として登録しようとする場合は、「評価調査者養成研修受講申込書」及び「実務経験（資格要件）等証明書」に代えて「評価調査者名簿」（別紙4）を提出するものとする。

- 8 会員等状況届出書（別紙5）
- 9 要綱第5-2-(1)-オに該当する場合は、委員会を構成する全ての委員名簿（別紙6）
- 10 福祉サービス提供の有無に係る誓約書（別紙7）
- 11 苦情窓口及び処理に関する規程
- 12 第三者評価に関する守秘義務規程
- 13 第三者評価に関する倫理規程
- 14 標準的な評価の流れを示す書類、料金表

第2 資格等

要綱第5-2-(1)及び(2)に規定する業務、資格等は次のことをいう。

- 1 「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等の営利法人などをいい、法人の形態は問わない。
- 2 「所属」とは、評価機関との間で、常勤、非常勤を問わず雇用関係にあること又は委託等の契約を結び評価業務を実施することをいう。
- 3 「福祉サービス」とは、社会福祉法に規定される社会福祉事業として提供される全てのサービス、介護保険法で規定される居宅サービス及び施設サービスとして提供される全てのサービスをいう。
- 4 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者とは次の者をいう。
 - (1) 組織運営管理業務を3年以上経験している者
 - 常勤職員が20人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員として3年以上従事している者
 - (2) 組織運営管理業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者
 - ア 常勤職員が20人以上の法人組織の役員ではないが、法人組織内で20人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者
 - イ 他都道府県の第三者評価調査者として、組織運営管理分野の評価に主として携わった第三者評価件数が、過去3年度間に計10件以上（社会的養護関係施設を含む）ある者
- 5 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者とは次の者をいう。
 - (1) 福祉、医療、保健分野の有資格者
 - ア 医師、保健師、看護師・准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士
 - イ ア以外の資格で、県がこれと同等と認める資格
 - (2) 福祉、医療、保健分野の学識経験者
 - 大学・短大・専門学校において週1回以上講義を担当し、かつ福祉・医療・保健分野の教育と研究に専念（3年以上）している者
 - (3) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者
 - ア 他都道府県の第三者評価調査者として、福祉、医療、保健分野の評価に主として携わった第三者評価件数が、過去3年度間に計10件以上（社会的養護関係施設を含む）ある者
 - イ 福祉分野の行政や社会福祉協議会、非営利団体の常勤職員等（3年以

上)で、現場経験(相談業務含む)はないが、サービス現場訪問先が30ヶ所以上あり、福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者

ウ 民間企業や非営利団体の常勤職員等(3年以上)で、福祉の現場経験(相談業務含む)はないが、サービス現場訪問先が30ヶ所以上あり、現場を熟知している者

第3 評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者

要綱第5-2-(1)-カに規定する「評価機関の代表者や理事、役員等が関係するサービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。なお、第1号及び第3号に規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、または常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

- 1 評価機関の代表者や理事、役員等が現在所属するまたは以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所
- 2 評価機関の代表者や理事、役員等の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所
- 3 評価機関の代表者や理事、役員等の4親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所(当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む)。

第4 評価機関が関係するサービス事業者

要綱第5-2-(1)-キに規定する「評価機関が関係するサービス事業者」とは、評価機関がコンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているか、または過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設、事業所をいう。

第5 評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者

要綱第5-2-(1)-クに規定する「評価機関と経営母体が同一であるサービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。

- 1 評価機関に対する出資等により意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所
- 2 評価機関が出資等を行うことにより意思決定に関与可能な法人が経営するすべての施設、事業所
- 3 上記1、2に類するすべての施設、事業所

第6 評価者自らが所属等で関係するサービス事業者

要綱第5-2-(1)-ケに規定する「評価者自らが所属等で関係するサービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。なお、第1号及び第3号に規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、または常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

- 1 評価者が現在所属するまたは以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所
- 2 評価者の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所
- 3 評価者の4親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所（当該親族が、当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む。）

第7 評価者自らが業務等で関係するサービス事業者

要綱第5-2-(1)-コに規定する「評価者自らが業務等で関係するサービス事業者」とは、評価者が、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているか、または過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設、事業所をいう。

第8 評価調査者の登録

認証を受けている評価機関が、新たに評価調査者を登録しようとする場合、当該評価機関は評価調査者養成研修受講申込書又は評価調査者名簿を提出するものとする。

既に認証を受け、評価機関に登録している評価調査者が、要綱第5-2-(2)-ア又はイの要件を満たした場合、評価調査者資格区分追加申請書（別紙8）を提出するものとする。

第9 書面調査

要綱第6-2-(1)-ア-（ア）に規定する「当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類」とは、次のものをいう。

- 1 事業概要（施設概要）
- 2 パンフレット
- 3 決算書及び付属書類
- 4 事業報告書
- 5 事業計画書
- 6 組織図（事務分掌）

第10 訪問調査

要綱第6-2-(1)-イに規定する訪問調査は、評価調査者が当該事業所の代表者（施設長、園長など）の自己評価に基づき、代表者に対する面接により行う。ただし、項目によって、必要に応じて代表者以外の職員へ面接を行うことを妨げない。

第11 利用者調査

要綱第6-2-(1)-ウに規定する「適切な方法」とは、別に定める方法とする。

第12 公表

1 評価機関

- (1) 評価機関は、第三者評価結果を公表するとき、別に定める公表基準による。
- (2) 評価機関は(1)の公表基準を満たした上で、独自に評価結果等を加えて公表することができる。
- (3) 評価機関は、評価結果を公表する場合、あらかじめ事業者の同意を得る。
- (4) 評価機関は事業者の同意を得るに当たっては、評価結果について十分説明を行い、公表の意味と公表内容について理解を得る。
- (5) 評価機関は、評価結果を事業者に報告し、公表に関する同意の有無を確認した後、30日以内に県に対して公表内容について報告を行う。

2 県

- (1) 県は、評価機関から公表内容の報告を受けたときは、別に定める公表基準により公表を行う。
- (2) 評価結果について評価機関の同意が得られない場合は公表は行わない。

第13 評価機関の事業内容の変更等

要綱第5-1-(5)の規定により、評価機関が事業内容の変更、又は廃止、休止、若しくは再開しようとする場合に届け出る書類は次のものをいう。

- 1 福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届出書（別紙9）
- 2 福祉サービス第三者評価調査者登録届出書（別紙10）
- 3 福祉サービス第三者評価調査者登録解除届出書（別紙11）
- 4 福祉サービス第三者評価機関廃止（休止）届出書（別紙12）
- 5 福祉サービス第三者評価機関再開届出書（別紙13）

第14 施行期日

この要領は、平成17年1月6日から施行する。

この要領は、平成17年5月26日から施行する。

この要領は、平成22年12月14日から施行する。

この要領は、平成26年8月29日から施行する。

この要領は、平成27年12月25日から施行する。

この要領は、令和3年3月29日から施行する。

この要領は、令和6年3月21日から施行する。

ただし、令和6年3月21日現在において認証を受けている評価機関が実施する令和6年3月21日以前に開始した福祉サービス第三者評価については従前の要領を適用する。